



熊本県公報

第 1 2 0 6 4 号

平成 23 年 11 月 22 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 公有水面埋立に伴うしゅん功認可…………… (漁港漁場整備課) 2
- 公有水面埋立に伴うしゅん功認可…………… (") 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在地変更…………… (障がい者支援課) 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 3
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定…………… (") 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更…………… (") 6
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止…………… (") 8
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障がい者支援課) 9

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 9
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (") 11
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 11
- 土地改良区の定款変更認可…………… (") 11
- 土地改良区の定款変更認可…………… (") 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 12
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (") 12
- 熊本都市計画事業同尻土地地区画整理事業の事業計画の変更認可…………… (都市計画課) 12
- 獣医療を提供する体制の整備を図るための熊本県計画の公表…………… (畜産課) 12
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 12
- 公の施設における指定管理者の募集 (熊本県環境センター)…………… (環境立県推進課) 13

登 載 依 頼

- 平成 2 3 年度第 1 回景観・屋外広告物審議会の開催…………… (熊本県景観・屋外広告物審議会) 14

告 示

熊本県告示第 1 1 5 6 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスひのと 熊本市錦ヶ丘 1 0 番 1 5 号	合同会社みるか	平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

熊本県告示第 1 1 5 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスひのと 熊本市錦ヶ丘 1 0 番 1 5 号	合同会社みるか	平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

熊本県告示第 1 1 5 8 号

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 しゅん功認可年月日

平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

玉名市繁根木 1 6 3 番地 大正開漁港管理者 玉名市

3 埋立区域

（1）位置

玉名市岱明町高道 2 9 0 9 の 4 地先並びに高道 3 1 0 7 の 2、3 1 0 8、3 1 0 9 の 1、3 1 0 9 の 2、3 1 1 0 の 1、3 1 1 0 の 2、3 1 1 1、及び 3 1 1 1、3 1 1 2 の 3 に介在する水路、道路及び 3 1 1 2 の 3、3 1 1 2 の 1、3 1 1 2 の 2 に隣接する 3 1 2 1 から 3 1 4 4 までの 7 5 筆の筆界未定地に隣接する無番地（堤防）地先公有水面

（2）区域

次の 1 の地点から 1 9 の地点までを順次直線で結んだ線及び 1 9 の地点と 1 の地点を結ぶ平成 7 年秋分の日における満潮位（D L + 4 . 7 6 メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 の地点 大正開漁港基点 T - 1 （北緯 3 2 度 5 3 分 1 6 秒、東経 1 3 0 度 3 0 分 3 8 秒）から 3 0 1 度 5 7 分 5 7 秒 4 1 . 2 6 2 メートルの地点

2 の地点 1 の地点から 2 3 0 度 3 3 分 3 3 秒 1 1 8 . 1 8 8 メートルの地点

3 の地点 2 の地点から 3 2 0 度 3 8 分 3 0 秒 2 4 . 5 6 3 メートルの地点

4 の地点 3 の地点から 5 0 度 3 0 分 0 9 秒 3 . 5 6 5 メートルの地点

5 の地点 4 の地点から 1 4 1 度 1 7 分 5 8 秒 1 . 4 9 1 メートルの地点

6 の地点 5 の地点から 5 0 度 3 7 分 1 9 秒 7 . 0 1 2 メートルの地点

7 の地点 6 の地点から 3 1 9 度 2 7 分 3 6 秒 1 . 5 1 1 メートルの地点

8 の地点 7 の地点から 5 0 度 2 9 分 2 0 秒 2 3 . 0 6 9 メートルの地点

9 の地点 8 の地点から 1 3 9 度 0 0 分 1 3 秒 1 . 4 7 9 メートルの地点

1 0 の地点 9 の地点から 5 0 度 3 9 分 4 2 秒 7 . 0 3 4 メートルの地点

1 1 の地点 1 0 の地点から 3 1 9 度 4 5 分 3 3 秒 1 . 4 8 8 メートルの地点

1 2 の地点 1 1 の地点から 5 1 度 0 3 分 1 7 秒 1 5 . 9 3 8 メートルの地点

1 3 の地点 1 2 の地点から 3 2 0 度 2 0 分 2 6 秒 2 1 . 9 8 6 メートルの地点

1 4 の地点 1 3 の地点から 5 2 度 2 0 分 5 2 秒 0 . 8 6 4 メートルの地点

1 5 の地点 1 4 の地点から 3 2 0 度 3 8 分 5 4 秒 4 . 3 6 1 メートルの地点

1 6 の地点 1 5 の地点から 5 0 度 0 8 分 5 4 秒 0 . 1 5 4 メートルの地点

1 7 の地点 1 6 の地点から 3 2 0 度 4 1 分 4 6 秒 6 . 5 1 8 メートルの地点

1 8 の地点 1 7 の地点から 5 0 度 3 9 分 0 6 秒 2 0 . 6 2 2 メートルの地点

1 9 の地点 1 8 の地点から 3 2 0 度 3 3 分 5 7 秒 7 6 . 9 6 6 メートルの地点

（3）面積

5 , 6 2 5 . 1 8 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立免許の年月日及び番号

平成 7 年 1 2 月 2 8 日 熊本県指令漁第 6 1 号

6 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び玉名市産業経済部農林水産政策課

熊本県告示第 1 1 5 9 号

公有水面埋立法（大正 1 0 年法律第 5 7 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋

立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成23年11月11日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
玉名市繁根木163番地 大正開漁港管理者 玉名市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
玉名市岱明町高道3121～3144に隣接する無番地に隣接する平成7年12月28日付け熊本県指令漁第61号の免許に係る埋立の埋立区域地先及び2909の4地先公有水面
 - (2) 区域
次の1の地点から10の地点を順次直線で結んだ線、10の地点と12の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位(DL+4.76メートル)における公有水面と長保東防波堤との境界線、12の地点と1の地点を結ぶ平成7年12月28日付け熊本県指令漁第61号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(DL+4.76メートル)により決定)により囲まれた区域
1の地点 大正開漁港基点T-1(北緯32度53分16秒、東経130度30分38秒)から 283度08分26秒 121.397メートルの地点
2の地点 1の地点から 320度41分46秒 1.674メートルの地点
3の地点 2の地点から 230度34分23秒 0.151メートルの地点
4の地点 3の地点から 320度26分46秒 22.088メートルの地点
5の地点 4の地点から 51度03分44秒 0.155メートルの地点
6の地点 5の地点から 320度31分58秒 8.220メートルの地点
7の地点 6の地点から 230度37分18秒 0.155メートルの地点
8の地点 7の地点から 320度40分21秒 26.391メートルの地点
9の地点 8の地点から 230度12分48秒 8.260メートルの地点
10の地点 9の地点から 320度43分22秒 17.893メートルの地点
11の地点 10の地点から 50度54分28秒 15.920メートルの地点
12の地点 11の地点から 46度58分38秒 13.088メートルの地点
 - (3) 面積
1,733.77平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許の年月日及び番号
平成18年4月14日 熊本県指令漁整第2号
- 6 関係書類の備置場所
熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び玉名市産業経済部農林水産政策課

熊本県告示第1160号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第64条の規定により次の保険医療機関等開設者から変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

保険医療機関等の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
わかば薬局	医療機関の所在地	天草市本渡町本戸馬場3228-1	天草市北原町1番11号	平成19年12月8日

熊本県告示第1161号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(地域密着型介護老人福祉施設入所者介護)

事業所の名称及び所在地	指定年月日
ユニット型指定地域密着型特別養護老人ホーム アゼリア 人吉市蟹作町3690番地	平成23年10月31日

熊本県告示第 1 1 6 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所さくら 八代市千丁町太牟田 1 3 0 0 番地 5	株式会社さくら 八代市千丁町太牟田 1 3 0 0 番地 5	平成 2 3 年 1 0 月 1 7 日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター アゼリア 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	社会福祉法人回生会 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日
まちなかりハビリ 宇土市北段原町 6 9 番地 3	医療法人社団金森会 宇土市本町六丁目 7 番地	平成 2 3 年 1 0 月 1 7 日

（短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ショートステイ アゼリア 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	社会福祉法人回生会 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護事業所さくら 八代市千丁町太牟田 1 3 0 0 番地 5	株式会社さくら 八代市千丁町太牟田 1 3 0 0 番地 5	平成 2 3 年 1 0 月 1 7 日

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター アゼリア 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	社会福祉法人回生会 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日
まちなかりハビリ 宇土市北段原町 6 9 番地 3	医療法人社団金森会 宇土市本町六丁目 7 番地	平成 2 3 年 1 0 月 1 7 日

（介護予防短期入所生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ショートステイ アゼリア 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	社会福祉法人回生会 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	平成 2 3 年 1 0 月 3 1 日

熊本県告示第 1 1 6 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション あおぞら 菊池市深川 3 2 7 番地	株式会社一真 菊池市隈府 1 2 9 8 番地	平成 2 3 年 9 月 1 5 日

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ニチイケアセンター水俣 訪問 看護ステーション 水俣市栄町一丁目 6 番 1 1 号 丸大ビル 1 階	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁 目 9 番地	平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ニチイケアセンター水俣 訪問 看護ステーション 水俣市栄町一丁目 6 番 1 1 号 丸大ビル 1 階	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁 目 9 番地	平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター「グリーン コープゆるりの家・天草」 天草市本渡町本渡 2 5 6 8 番地 4	グリーンコープ生活協同組合く まもと 熊本市新土河原二丁目 1 番 1 号	平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日
デイサービス 春富 玉名郡和水町東吉地 9 9 0 番地 3	合同会社春富 玉名郡和水町東吉地 9 9 0 番地 3	平成 2 3 年 1 0 月 5 日
デイサービスおおづ花風香 菊池郡大津町大字陣内 1 4 2 7 番地 1	友愛介護株式会社 菊池郡大津町大字陣内 1 4 2 7 番地 1	平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日
かぜの杜 デイサービスセンタ ー 八代郡氷川町鹿島 1 9 2 7 番地	株式会社西福 八代郡氷川町鹿島 1 9 2 7 番地	平成 2 3 年 1 1 月 1 日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション あおぞ ら 菊池市深川 3 2 7 番地	株式会社一真 菊池市隈府 1 2 9 8 番地	平成 2 3 年 9 月 1 5 日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ニチイケアセンター水俣 訪問 看護ステーション 水俣市栄町一丁目 6 番 1 1 号 丸大ビル 1 階	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁 目 9 番地	平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ニチイケアセンター水俣 訪問 看護ステーション 水俣市栄町一丁目 6 番 1 1 号 丸大ビル 1 階	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁 目 9 番地	平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター「グリーン コープゆるりの家・天草」	グリーンコープ生活協同組合く まもと	平成 2 3 年 1 0 月 1 3 日

天草市本渡町本渡 2 5 6 8 番地 4	熊本市新土河原二丁目 1 番 1 号	
デイサービス 春富 玉名郡和水町東吉地 9 9 0 番地 3	合同会社春富 玉名郡和水町東吉地 9 9 0 番地 3	平成 2 3 年 1 0 月 5 日
デイサービスおおづ花風香 菊池郡大津町大字陣内 1 4 2 7 番地 1	友愛介護株式会社 菊池郡大津町大字陣内 1 4 2 7 番地 1	平成 2 3 年 1 0 月 2 6 日
かぜの杜 デイサービスセンター 八代郡氷川町鹿島 1 9 2 7 番地	株式会社西福 八代郡氷川町鹿島 1 9 2 7 番地	平成 2 3 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 1 6 4 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問介護事業所 たまゆら	菊池市北宮字北田 3 3 7 番地 6	介護機関の名称及び所在地		平成 2 3 年 1 0 月 1 日
		へるぶねつと 菊池市隈府 4 9 4 番地 1 6	訪問介護事業所 たまゆら 菊池市北宮字北田 3 3 7 番地 6	

（通所介護）

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
くまもと長寿苑そよ風	阿蘇郡西原村大字布田 1 0 8 7 番地	事業者の名称及び所在地		平成 2 3 年 9 月 1 日
		株式会社メデカジャパン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 9 番 6 号 大宮センタービル 1 3 階	株式会社ユニマットそよ風 東京都港区南青山二丁目 1 2 番 1 4 号 ユニマット青山ビル	

（短期入所生活介護）

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
くまもと長寿苑そよ風	阿蘇郡西原村大字布田 1 0 8 7 番地	事業者の名称及び所在地		平成 2 3 年 9 月 1 日
		株式会社メ	株式会社ユ	

		デカジャパ ン 埼玉県さい たま市大宮 区桜木町一 丁目 9 番 6 号 大宮セ ンタービル 1 3 階	ニマットそ よ風 東京都港区 南青山二丁 目 1 2 番 1 4 号 ユニ マット青山 ビル	
--	--	--	---	--

(認知症対応型共同生活介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
くまもと長寿苑そよ風	阿蘇郡西原村大字布 田 1 0 8 7 番地	事業者の名称及び所在地 株式会社メ デカジャパ ン 埼玉県さい たま市大宮 区桜木町一 丁目 9 番 6 号 大宮セ ンタービル 1 3 階	株式会社ユ ニマットそ よ風 東京都港区 南青山二丁 目 1 2 番 1 4 号 ユニ マット青山 ビル	平成 2 3 年 9 月 1 日

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問介護事業所 たま ゆら	菊池市北宮字北田 3 3 7 番地 6	介護機関の名称及び所在地 へるぶねつ と 菊池市隈府 4 9 4 番地 1 6	訪問介護事 業所 たま ゆら 菊池市北宮 字北田 3 3 7 番地 6	平成 2 3 年 1 0 月 1 日

(介護予防通所介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
くまもと長寿苑そよ風	阿蘇郡西原村大字布 田 1 0 8 7 番地	事業者の名称及び所在地 株式会社メ デカジャパ ン 埼玉県さい たま市大宮 区桜木町一 丁目 9 番 6 号 大宮セ ンタービル 1 3 階	株式会社ユ ニマットそ よ風 東京都港区 南青山二丁 目 1 2 番 1 4 号 ユニ マット青山 ビル	平成 2 3 年 9 月 1 日

(介護予防短期入所生活介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
くまもと長寿苑そよ風	阿蘇郡西原村大字布田 1 0 8 7 番地	事業者の名称及び所在地		平成 2 3 年 9 月 1 日
		株式会社メデカジャパン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 9 番 6 号 大宮センタービル 1 3 階	株式会社ユニマットそよ風 東京都港区南青山二丁目 1 2 番 1 4 号 ユニマット青山ビル	

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
くまもと長寿苑そよ風	阿蘇郡西原村大字布田 1 0 8 7 番地	事業者の名称及び所在地		平成 2 3 年 9 月 1 日
		株式会社メデカジャパン 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 9 番 6 号 大宮センタービル 1 3 階	株式会社ユニマットそよ風 東京都港区南青山二丁目 1 2 番 1 4 号 ユニマット青山ビル	

熊本県告示第 1 1 6 5 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション アイリス 葦北郡芦北町大字芦北 2 0 9 4 番地	医療法人社団宮崎整形外科医院 葦北郡芦北町大字芦北 2 6 1 0 番地 8	平成 2 2 年 1 1 月 1 日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション アイリス 葦北郡芦北町大字芦北 2 0 9 4 番地	医療法人社団宮崎整形外科医院 葦北郡芦北町大字芦北 2 6 1 0 番地 8	平成 2 2 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 1 1 6 6 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 弘仁会 ゆうすいグループホーム事業所 共同生活援助	事業所の名称	湧水の里グループホーム事業所	ゆうすいグループホーム事業所	平成 2 3 年 1 0 月 1 日
社会福祉法人 愛隣園 多機能型事業所 愛隣倶楽部 生活介護、就労移行支援	事業所の名称	生活介護事業所 愛隣倶楽部	多機能型事業所 愛隣倶楽部	平成 2 3 年 1 0 月 1 日
社会福祉法人 明悠会 就労支援センター ピーターパン 就労継続支援 A 型	事業所の所在地	熊本市南坪井町 5 番 2 7 - 1 号	熊本市池田 4 丁目 5 - 2	平成 2 3 年 1 0 月 1 日

公 告**熊本県公告第 6 0 1 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市宮内字本村 1 7 6 番 4、同 1 7 6 番 5、同 1 7 6 番 7、同 1 7 6 番 8、同 1 7 6 番 9、同 1 7 6 番 1 0、同 1 7 6 番 1 1、同 1 7 6 番 1 2、同 1 7 6 番 1 3、同 1 7 6 番 1 4、同 1 7 6 番 1 5、同 1 7 6 番 1 6、同 1 7 6 番 1 7、同字芋尾 3 0 3 番 4 2、0 3 2. 4 7 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市大島 1 0 3 番地の 2
有限会社 日新商会

熊本県公告第 6 0 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市万田字陣内 5 8 3 番 1 5、同 5 8 3 番 2 1、同 5 8 3 番 2 2、同 5 8 3 番 2 3、同 5 8 3 番 2 4、同 5 8 3 番 2 5、同 5 8 3 番 2 6 及び同 5 8 3 番 2 7 1、3 0 4. 2 2 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市大島 1 0 3 番地の 2
有限会社 日新商会

熊本県公告第 6 0 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(第二工区)
荒尾市上井手字栗山852番18の一部
444.01平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
荒尾市上井手852番7
高本 武

熊本県公告第604号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市菰屋字東ノ前101番1及び同101番4
2,530.70平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市新屋敷一丁目8番3号
鯛瀬 富恵

熊本県公告第605号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ワイドマートドラッグ&フード麻生田店
熊本市麻生田二丁目1100番地1
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後8時
(変更後) 午後12時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後8時まで
(変更後) 午前8時30分から午前0時30分まで
- 3 変更する年月日
平成23年12月2日
- 4 変更に係るもの以外の届出事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称並びに法人にあっては代表者の氏名

名称及び法人にあっては代表者氏名	住 所
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番1 1号

- (2) 大規模小売店舗の面積の合計
1,488平方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 51台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
建物北側 7台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 40平方メートル
建物北側 40平方メートル 合計80平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地東側駐車場 14立方メートル
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前9時
 - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 No.1 建物敷地北側、No.2 建物敷地西側

- ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設No.1 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設No.2 午前6時から午前8時30分まで

5 届出年月日

平成23年11月7日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

平成23年11月22日から平成24年3月22日まで

熊本県公告第606号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
協同組合宇土市ショッピングセンター
宇土市北段原町73番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社宇土八日堂 宇土市築籠町177-7	株式会社宇土八日堂 宇土市北段原町73
合資会社浜田商事 無限責任社員 濱田 恭宏 下益城郡松橋町松橋1033	(退店)
有限会社丸辰商店 代表取締役 川野 好光 下益城郡松橋町松橋34-1	(退店)
(出店)	有限会社エムズ 代表取締役 松見 真一 山鹿市鹿本町来民1608-1

3 届出年月日

平成23年11月2日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び宇城地域振興局
総務部総務振興課

(2) 縦覧期間 平成23年11月22日から平成24年3月22日まで

熊本県公告第607号

熊本市に事務所を置く池上土地改良区理事長村田昭から平成23年10月13日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年11月11日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第608号

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区理事長上田数吉から平成23年6月30日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年11月11日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第609号

菊池市に事務所を置く旭志村土地改良区理事長石井光幸から平成23年9月29日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年11月11日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字赤井字本村1992番2
276.42平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本県山鹿市山鹿1712番地1
佐々木 さおり

熊本県公告第611号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字馬水字西原57番、同58番、同59番、同60番、同61番1、同62番1、同62番3、同64番、同65番、同66番、同67番、同68番、同79番1、同79番2及び里道の一部
20,642.93平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市健軍一丁目27番1号
株式会社 愛住宅

熊本県公告第612号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により熊本都市計画事業同尻土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により公告する。
平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 組合の名称 同尻土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成21年8月11日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
熊本県上益城郡嘉島町大字上島字同尻の一部
- 4 事務所の所在地 熊本市辛島町4-35番地 株式会社明和不動産内
- 5 設立認可の年月日 平成21年8月11日
- 6 変更認可の年月日 平成23年11月9日

熊本県公告第613号

獣医療法（平成4年法律第46号）第11条第1項の規定により、獣医療を提供する体制の整備を図るための熊本県計画を定めたので、同条第4項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。
平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第614号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字入道水3328番1及び同3327番1の一部
405.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字原水1131番地5 フォーレストYANO B-101号
南 弘司

熊本県公告第615号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成23年11月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県環境センター（以下「環境センター」という。）
- (2) 所在地
水俣市明神町55番1号
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 30,007平方メートル
イ 主な建物 環境センター
（鉄筋コンクリート2階建て、延床面積1,655平方メートル）
- (4) 施設の概要
情報プラザ、エコ・ステージ、環境シアター、学習ルーム、会議室等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 環境センターの施設及び設備の維持及び修繕（保守点検、植栽管理、清掃、警備及び修繕）に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が環境センターの管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

5 申請の手続**(1) 申請書類**

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 熊本県環境センター指定管理者事業計画書及び熊本県環境センター管理業務の収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税（県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

(ウ) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと及び手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないことを証する書面

(エ) 熊本県と熊本県警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書

- (2) 申請書の提出先
 熊本県環境生活部環境局環境立県推進課（県庁行政棟新館5階）
 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-333-2266（直通）
- (3) 提出期間
 平成23年12月12日（月）から平成23年12月19日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
 電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数
 2部（正本及びその写し）
- 6 指定管理候補者の選定
 平成24年1月上旬～中旬に開催予定の指定管理候補者選考委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選考委員会の指定管理候補者の選考意見とし、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
- 7 募集要項の交付
 平成23年11月22日（火）から平成23年11月29日（火）までの間に、5の(2)に掲げる場所で交付する。
- 8 現地説明会
 (1) 日時
 平成23年11月30日（水）午後1時30分から
 (2) 場所
 熊本県環境センター 会議室
 (3) 説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
 (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの
 オ その他指定管理候補者選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
 (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 (3) 委託料は、環境センターの維持管理に係る経費とする。
- 11 問合せ先
 5の(2)に同じ。

登載依頼

熊本県景観・屋外広告物審議会公告第1号

熊本県景観・屋外広告物審議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成23年11月22日

熊本県景観・屋外広告物審議会

会長代理 川口 滋

- 1 開催日時
 平成23年11月28日（月）午後3時30時から
- 2 開催場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
 違反屋外広告物対策の強化について
- 4 傍聴者の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県景観・屋外広告物審議会事務局

(熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室景観班)

(電話096-333-2522 (ダイヤルイン))